保険補償項目	ご提出をお願いする書類								主な支払項目	備考
ご請求される保険金の種類	海外旅行保険 保険金請求書（本書）	事故証明書 注1	医師の診断書	負担した費用の明細書および領収書	損害品の修理見積書および写真	購入時の価格・購入先を示す書類	パスポートのコピー（写真のページと日本出入国スタンプ欄） 注4	その他当社が求める書類	・主な支払項目をあげています。お支払にあたってはそれぞれ条件があり、記載している費用でもお支払できない場合があります。 ・記載の他にも限度額が個別に設定されている場合があります。 ・支出した通貨が日本円以外の場合、お支払額が確定した日の前日の交換比率（レート）で日本円換算した保険金をお支払いします。ただし、クレジットカードの明細書など、実際に支出した日本円が明示された資料を提出いただいた場合にはその額でお支払できる場合もございます。 **詳しくは約款をご確認ください**	
治療費用（傷害）	○	○	○	○				○	・治療のために支出した医師の診察費、手術費、処方薬剤費、義手義足修理費（傷害）、検査費、職業看護師費、入院費、医師の静養指示によるホテル客室料、緊急移送費、入通院交通費、医療通訳費、当社提出用診断書代など ・入院時：身の回り品購入費は国際電話料通信費と合算して 20 万円限度（身の回り品購入費単体では 5 万円限度） ・治療後：行程復帰または直接住居に帰着するための交通費、宿泊費	・（ご病気）妊娠に起因するご病気、歯科疾病は対象外 （ただし、ご契約の内容によって妊娠初期の異常、緊急歯科治療は対象となる場合があります）
治療費用（疾病）	○		○ 注3	○			○	○		
救援者費用	○	○	○	○				○	・救援者の現地までの往復運賃、ホテル等客室料、移送費用、遺体輸送費用、遺体処理費用、諸雑費（救援者の渡航手続費、現地交通費、救援に必要な身の回り品購入費、国際電話料等通信費、救援に必要な通訳雇入費等）など ・付添者の行程復帰または直接住居に帰着するための交通費、宿泊費	・救援者費用は 3 名分限度 ・付添者の費用は 3 名分限度 ・客室料は 1 名 14 日分限度 ・諸雑費は 60 万円限度
携行品損害	○	○		○	○ （破損）	○		○	・再調達価額と修繕費相当額のいずれか低い額 ・乗車券等は再購入費（合計 5 万円限度） ・現地での旅券再取得費または渡航書取得費（合計 10 万円限度） ・国または都道府県に納付した運転免許証の再発給手数料	・被保険者所有の物、旅行開始前に賃貸業者以外の者から無償で借り入れた物が対象 ・1 個、1 組または 1 対で 10 万円限度
個人賠償責任	○	○	○ （対人）	○	○ （対物）	○ （対物）		○	・責任期間中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害や他人の財物の損壊、紛失について、法律上の賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金など	
航空機寄託手荷物遅延費用	○	○		○				○	・衣類購入費・生活必需品購入費・身の回り品購入費（目的地到着後 6 時間以上の航空機寄託手荷物遅延が生じ、目的地到着後 96 時間以内に負担した費用に限る）	・1 回の事故につき 10 万円限度
航空機遅延費用	○	○		○				○	・代替便が利用可能となるまでに出発地・乗継地等で負担したホテル等客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費、目的地における旅行サービス取消料など	・1 回の事故につき 2 万円限度
弁護士費用等（被害事故）	○	○		○				○	・当社の同意を得て支出した損害賠償請求費用および弁護士に対する法律相談費用	・1 回の被害事故につき損害賠償請求費用は 100 万円限度、法律相談費用は 10 万円限度
テロ等対応	○	○ 注2		○			○	○	・テロ等対応保険金 × 帰国遅延日数 （交通費、宿泊施設の客室料、国際電話料等通信費を支出した場合に限る）	・約款所定の事由により、最終目的地への到着が遅延した場合を対象とします。 ・旅行の最終目的地への到着予定日からその日を含めて 10 日限度
日本語ガイド費用	○	○		○				○	次の事由による日本語ガイド等の雇い入れ費 ・被保険者の入通院・転院、処方薬剤の購入、医師の指示による宿泊施設での静養、治療を受け行程を離脱した場合の行程復帰または直接住居に帰着、被保険者の救援 ・旅券が盗難等の損害を被った場合における旅券または渡航書の取得、通貨盗難	・治療費用または救援者費用が支払われる場合、もしくは被保険者が旅券について被った損害で携行品損害が支払われる場合が対象 ※日本語ガイド等には添乗員（ツアーコンダクター含む）、被保険者の親族、同行旅行者は含みません。
ペット預入延長	○	○		○			○	○	・ペット預入延長保険金日額 × ペット預入延長日数 （ペット専用施設の預入延長のための費用を支出した場合に限る）	・約款所定の事由により、最終目的地への到着が遅延した場合を対象とします。 ・引取予定日の翌日から起算して 7 日限度
旅行キャンセル費用	○	○	○	○				○	・出国中止したことにより払戻しを受けられない、またはこれから支払うことを要する旅行取消料、違約料、旅行業務取扱料、渡航手続費など	・約款所定の事由による旅行キャンセルや旅行中断を対象とします。 ・約款所定の事由は契約日の翌日以後（キャンセルの場合）または出国以後（中断の場合）に発生していることが必要です。
旅行中断費用	○	○	○	○			○	○	・旅行を中断して中途帰国したときの帰国費用 （ただし、企画旅行の場合は、旅行中断費用保険金額 × 旅行日程のうち、日本国に入国した日以降の日数／旅行日程の予定日数で算出した金額と帰国費用のいずれか高い金額）	

注 1　公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行会社、添乗員等による事故証明をいいますが、やむを得ず入手できない場合には、保険金請求書 4 にご記入ください。

注 2　公的機関または交通機関の事故証明に限ります。

注 3　・治療費用（疾病）のご請求の場合：海外旅行開始後に病気にかかり、旅行行程終了後 72 時間を経過するまでに医師の治療を開始したことを併せて証明してあるもの
・治療費用（疾病）のご請求の場合：海外旅行開始後に特定の感染症に分類される病気にかかり、旅行行程終了後 30 日間を経過するまでに医師の治療を開始したことを併せて証明してあるもの
・責任開始前疾病をご請求の場合：海外旅行開始前に病気にかかり、海外旅行開始前に医師の治療を開始していたことを併せて証明してあるものおよび海外旅行中にその症状が急激に悪化し、海外旅行中に医師の治療を開始したことを併せて証明してあるもの

注 4　自動化ゲート等をご利用でスタンプの押印が無い場合は、e チケットや旅行日程表等の日本の出入国日が確認できる書類をお願いします。